

平成16年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

平成15年5月

全国保健所長会

保健所行政の推進につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、保健所では、地域保健対策に関わる基本的な指針に示されている役割を着実に実施しております。特に、本年5月施行された健康増進法による「健康日本21」の市町村計画策定、進行管理の支援及び受動喫煙防止等のたばこ対策の実施、児童虐待防止や少子化対策として健やか親子21の推進、大規模食中毒の防止や重症急性呼吸器症候群（SARS）、ウエストナイル熱の新たな感染症防止など健康危機管理対策について積極的に取り組んでいます。

さらに、平成16年度から新医師臨床研修制度による研修医の受入体制づくりをはじめ、感染症法や食品衛生法の改正、医療安全相談センターの設置など新たな業務への対応が急務となっています。また、メンタルヘルスや地域リハビリテーションなど今後さらに充実強化すべき課題も山積しています。

全国保健所長会におきましては、公衆衛生の実践を通して、国民が健やかで生きがいを持ち、質の高い生活を送ることができる地域社会を創造するために、平成16年度保健所行政の施策及び予算について協議を行い、要望を取りまとめましたので、ここに提出いたします。予算編成時等に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

(最重点要望)

| | |
|-------------------------------|---|
| 1、健康危機管理における保健所の機能強化----- | 1 |
| 2、健康日本21の推進～健康増進法施行----- | 1 |
| 3、健やか親子21の推進----- | 2 |
| 4、新医師臨床研修制度に対応する保健所機能の充実----- | 3 |
| 5、医事・薬事対策～安全な医療の提供----- | 4 |

(重点要望)

| | |
|------------------------|---|
| 6、結核対策の推進----- | 4 |
| 7、感染症対策～法改正に向けて----- | 4 |
| 8、精神保健福祉対策の推進----- | 5 |
| 9、歯科保健対策の推進----- | 6 |
| 10、成人・老人保健対策の推進----- | 6 |
| 11、難病対策の推進----- | 6 |
| 12、臓器移植対策の推進----- | 6 |
| 13、食品衛生対策～法改正に向けて----- | 7 |
| 14、環境衛生・廃棄物対策の推進----- | 7 |
| 15、動物愛護対策の推進----- | 7 |

(最重点要望)

1、保健所における健康危機管理機能の強化 (厚生科学課)(健康局総務課地域保健室)

- (1) 健康危機管理の対策拠点としての保健所機能の充実強化するため、財政的・技術的支援を図られたい。
- (2) 広域的及び専門的・技術的な対応が迅速・的確にできるよう、保健所医師の複数配置や各種の専門職の確保を支援されたい。更に、休日夜間における情報収集体制の確立や危機発生現場との連絡手段の整備についても支援されたい。
- (3) 感染症・食中毒などの発生に対し、バイオハザード対応のクリーンベンチ設置など検査機能充実強化のため地方衛生研究所も含めた機器整備の財政支援を図られたい。
- (4) 毒物・劇物に関する情報データベースを整備するとともに、保健所職員や救命救急センター等関係機関の職員に対する研修を強化されたい。
- (5) 原子力・放射線災害発生時にそなえ、関係省庁との連携を強化し、住民の健康管理体制、医療機関等との情報連絡体制の整備を図られたい。また、保健所職員に対する放射能に関する研修を充実されたい。

2、健康日本21の推進～健康増進法の施行 (健康局総務課生活習慣病対策室)

- (1) 「健康日本21」の地方計画を総合的、効果的に推進するため、引き続き地域保健推進特別事業の充実を図られたい。
- (2) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、地域・職域・学校が一体となった健康づくり事業の充実強化を図られたい。
- (3) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、未成年の喫煙防止、正しい知識の普及、非喫煙者保護のための分煙推進、禁煙希望者へのサポート等、WHOのたばこ枠組み条約を視野に入れた、総合的たばこ対策を継続的に推進されたい。特に、公共の場所での受動喫煙防止対策の徹底とたばこの自動販売機は撤廃する方向で検討されたい。

- (4) 「国民健康・栄養調査」については、全国都道府県の健康増進計画の評価等を目的として、5年に1回程度は、都道府県別の解析や比較を可能とする大規模調査を計画されたい。

3、健やか親子21の推進 (医政局指導課)(雇用均等・児童家庭局母子保健課)

- (1) 市町村母子保健計画を充実強化し体系的な施策の推進と事業支援を強化されたい。
- (2) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防(未然防止)の視点から、子育てグループ養成などの子育て支援事業の充実を図られたい。また、早期発見、早期介入対策としては、保健所、児童相談所、市町村、医療機関等からなるネットワークづくりなど、地域の広範な連携の推進を指導されたい。
- (3) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策等を効果的に推進するため、地域保健と学校保健との連携強化に対する支援を図られたい。これらの事業を推進するため、児童精神科医等の専門家の養成及び確保や関係職員の資質向上に向けた研修を充実強化されたい。
- (4) 小児重症患者、障害児の在宅療養支援にかかる体制整備を図られたい。また小児慢性特定疾患の対象疾病について見直しをされたい。
- (5) 子どもの食育対策を充実されたい。

4、新医師臨床研修制度等に対応する保健所機能の強化

(医政局医事課)(健康局総務課地域保健室)(厚生科学課)

- (1) 平成16年度よりスタートする新医師臨床研修制度で、研修医を受け入れるため保健所の研修指導者の養成研修を国立保健医療科学院において実施されたい。
- (2) 卒後臨床研修における「地域保健・医療」の研修計画ガイドライン策定及び研修用テキストの作成のための財政的支援を図られたい。
- (3) 保健医療福祉従事者養成機関の学生実習、地域のボランティア研修受入などのため、人材の確保・機器の整備を図られたい。

5、 医事・薬事対策～安全な医療の提供

(医政局医事課) (医薬局安全対策課・血液対策課)

- (1) 医療安全対策を推進するため、医療機関への指導や情報の提供を一層強化されたい。
- (2) 院内感染防止対策として、一定規模以上の医療施設には感染予防にあたる専任看護師等の設置の義務づけを検討されたい。また、医療事故や院内感染の都道府県などへの届出の制度化について検討されたい。
- (3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の衛生水準の確保が十分とは言えない状況にあるが、医療機関の立入検査のように保健所の役割を明確にされたい。
- (4) 保健所長会で実施する立入検査研修会に共催や講師派遣などの支援をされたい。
- (5) 医薬品についてもバイオ・ゲノム技術を応用した開発が進んでおり、これらの有効性と安全性を確認する監視体制の強化と整備を図られたい。
- (6) 整体術(カイロプラクテック)やエステティック等の施術類似行為に対し早急に法的規制、管理指導を引き続き強化されたい。

(重点要望)

6、結核対策の推進

(健康局結核感染症課)(健康局国立病院部政策医療課)

- (1) 結核対策における国及び地方公共団体の責務、並びに積極的疫学調査、発生動向調査、および蔓延防止に関する公的権限等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法)と同等の法的規定の整備を検討されたい。
- (2) DOT(Directly Observed Treatment, Short-course)を基本とする結核の治療成功率向上戦略を全国的に推進するとともに、多剤耐性結核の実態把握と予防対策を強化されたい。
- (3) いわゆる社会的・経済的弱者(ホームレスを含む)が結核治療を完遂できるよう、通院を含めた医療費の公費負担制度を堅持されたい。
- (4) わが国では菌陰性の結核患者の登録率が高く、その地域較差も大きいので、結核患者の届け出及び登録の基準を検討されたい。
- (5) 結核対策特別促進事業を継続するとともに、地域結核対策計画の策定の推進を図られたい。
- (6) 今後も(財)結核予防会結核研究所などへの支援を通じて、結核対策の専門家(指導者)の養成及び保健所の結核従事者に対する研修体制を充実強化されたい。
- (7) 国立病院に結核病床を確保するとともに、腎不全や精神疾患等の合併症を持つ結核患者でも身近な場所で治療に専念できるよう、二次医療圏単位に結核病床の確保を図るための法的規定の整備や財政的支援をされたい。
- (8) 近年、増加している非定型抗酸菌症については、治療の保険適応等の整備を早急に図られたい。

7、感染症対策の推進～感染症法の改正に向けて

(健康局結核感染症課)

- (1) バイオテロや新感染症の発生に備えるために、国が指定する「特定感染症指定医療

機関」の整備を図られたい。また、1類感染症等の治療を行なう「第1種感染症指定医療機関」についても、都道府県において指定することが困難な地域については、国立病院等を中心に国が指定、整備を図るとともに、第1種、第2種指定医療機関の施設整備および運営を充実されたい。

- (2) 都道府県の感染症「予防計画」に基づく施設・体制整備を充実強化されたい。
- (3) 感染症法に基づく予防対策等の向上を図るため、指定医療機関及び保健所・衛生研究所職員等を対象とした全国規模の研修を、さらに充実されたい。
- (4) 若い世代の性感染症対策を強化するために、文部科学省等との連携を強化されたい。

8、精神保健福祉対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課)

(社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課)

- (1) 精神保健については、業務の専門的・広域的性格から、今後も引き続き保健所が地域の中核的役割を担うことを明確にするとともに、精神保健福祉施策の充実強化に努められたい。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳制度による各種公共料金・交通運賃の割引や、訪問介護制度の充実・強化、無年金者に対する支援策の創設等精神障害者の福祉施策を充実されたい。
- (3) 精神障害者社会適応訓練事業対象の拡大、訓練対象者及び訓練事業に対する助成充実強化を図るとともに、他の障害者と同様に雇用率制度の対象にし、雇用支援体制の充実を図られたい。
- (4) 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送については、人権に配慮し安全性を確保するため、国としても関係者の意見を十分検討し、判断基準の整備等具体的な指針を出すとともに、適正な運用ができるよう人的配置、予算措置等について十分に配慮されたい。
- (5) 社会がますます複雑多様化する中、心の健康づくり、職場におけるメンタルヘルス対策、中高年の自殺防止対策、アルコール及び薬物乱用対策事業等を一層強化された

い。

- (6) さまざまな被災者に対する心のケア（PTSD）のため精神保健福祉センターも含めた精神保健対策の充実を図られたい。

9、歯科保健対策の推進

（医政局歯科保健課）

- (1) 地域歯科保健に従事する公衆衛生歯科医師や歯科衛生士などマンパワーの確保を支援されたい。
- (2) 歯周疾患検診を含めた成人歯科保健対策の充実強化を図られたい。
- (3) 精神疾患を含む全身疾患、難病患者や心身障害児・者、ねたきり高齢者などの特殊歯科保健対策の充実強化を図られたい。

10、成人・老人保健対策の推進

（老健局老人保健課・介護保険課）

- (1) 介護保険制度が実施されたが、介護予防が一層重要であることから、地域リハビリテーション体制の整備及びスキルアップ等ねたきり予防対策を強化されたい。
- (2) 老人施設入所者の健康管理や処遇向上を強化されたい。
- (3) 高齢者虐待予防対策を推進されたい。

11、難病対策の推進

（健康局疾病対策課）

- (1) 特定疾患治療研究事業の充実に努められるとともに、対象疾患の範囲の拡大について引き続き検討されたい。
- (2) 難病患者等居宅支援事業の充実のため、難病情報センターの整備の支援、関係機関のネットワークづくりや保健所の難病相談を強化されたい。

12、臓器移植対策の推進

（健康局疾病対策課臓器移植対策室）

- (1) 臓器移植医療の普及啓発のため保健所職員や救急医療機関従事者に対する研修を推進されたい。
- (2) 保険診療の適応になっていないものの臓器移植以外に治療方法がない患者に対する高度先進医療対象疾患の拡大などによる助成を検討されたい。

13、食品衛生対策～法改正に向けて

(医薬局食品保健部企画課・監視安全課)

- (1) 国民の食品に関する信頼回復のため、保健所に食品相談窓口を設置するとともに、食品衛生監視の充実強化を図られたい。また食品安全情報センターを設け、食品による健康被害防止のため迅速・的確な情報収集と還元に努められたい。
- (2) 広域流通食品の安全確保対策を推進するため、残留農薬や残留医薬品等の検査体制の整備、ダイオキシン類、内分泌攪乱物質等に関する研究を強化されたい。
- (3) 多発する小型球形ウイルス(SRSV)による食中毒対策のため、生かきの規格基準と表示の見直しを検討されたい。

14. 環境衛生、廃棄物対策の推進

(健康局生活衛生課・水道課) (医薬局審査管理課化学物質安全対策室)
(環境省廃棄物リサイクル対策部)

- (1) レジオネラ対策として国の指導基準の見直しをされたい。
- (2) 都市部の保健所では、シックハウス症候群等住環境に起因する健康被害対策について相談窓口設置及び環境測定を行い、住宅改善指導を行っているが、この事業を推進するための担当職員技術研修の実施等支援を図られたい。
- (3) 一般廃棄物焼却施設の集約化、大規模化を継続的に推進するとともに、一般廃棄物焼却施設の解体費用に対する補助制度を設けられたい。
- (4) 地震・水害等による災害廃棄物の処理対策について検討をされたい。

15、動物愛護対策の推進

(環境省)

- (1) 保健所では、動物愛護団体、獣医師会、学校等と連携して、愛玩動物(いわゆるペット)との良好な共生環境を整備するため、正しい知識の普及や飼育指導(しつけ教室等)を行っているが事業の予算的な支援をされたい。